

# 新型コロナ感染拡大防止に必要なのは「罰則」ではない！



## 「社会保障」「公衆衛生」そして「口腔ケア」だ！

2021年1月26日

福岡県歯科保険医協会 感染対策委員会

政府は、1月22日、通常国会に提出する新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法および感染症法の改正案を閣議決定した。改正案には、勧告に基づく入院措置に従わない感染者に対する刑事罰や、営業時間短縮命令などに従わない事業者への過料の導入が明記されている。

この改正案に対して、日本医学会連合、日本公衆衛生学会、日本疫学会、患者の権利法をつくる会、全国保険医団体連合会、東京保険医協会など多くの団体が抗議の声明を発出している。私たち福岡県歯科保険医協会は、こうした各団体の声明に全面的に賛同し、心からの連帯を表明する。

患者・国民の皆さんには、今回の法律改正の危険性をぜひ、「自分のこと」として捉えていただくようお願いしたい。今回の改正案は感染拡大を防止するのではなく、罰則を恐れて検査拒否が広がることにより、ますます感染を拡大させ、日本国憲法が保障する「個人の尊厳」や、感染症法の「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群(注エイズ)等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」という歴史への反省に込められた「法の精神」を根本的に破壊するという恐るべき事態をもたらすものである。

当協会は各声明の論点と合わせ、以下の理由で、今回の法改正による罰則の導入に反対する。

- ①病気になったとき、ある治療を受けるかどうかを自分で決定する患者さんの自己決定権は、日本国憲法13条「個人の尊厳」により保障される重要な基本的人権のひとつである。「感染拡大防止」を名目に、自己決定権を無視した罰則を背景とする措置の強制が横行すれば、患者さんひとりひとりの意思を無視した入院や検査、ワクチン接種などの強制につながるおそれがある。
- ②勧告に基づく入院措置に従わない場合に「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」、感染に関する情報提供を拒否した場合に「50万円以下の罰金」などの刑事罰を科すとしているが、入院や疫学調査による感染拡大防止という公衆衛生の目的と何ら関連性を有しない手段であり、感染者を「犯罪者」扱いする究極の暴政である。
- ③緊急事態宣言下で都道府県知事の営業時短・休業命令に従わない事業者に「50万円以下の過料」を科すとしているが、感染拡大防止のための休業要請を実効的なものとするために第一に必要なのは、十分な損失補償である。コロナ禍の長期化と収入減にあえぐ事業者の休業による損失は、もはや受忍限度をはるかに超えている。私たち医療関係者にとって、飲食店をはじめ事業者の方々は、共に地域社会をつくる大切な仲間だ。事業者・従業員の方々の暮らしと命、地域経済を支えるため、徹底補償を求める。

新型コロナ感染拡大防止に必要なのは「罰則」ではない。今すぐ必要なのは、国民全体への手厚い経済的支援、消費税の凍結・減税・廃止、感染症病床を含む病床削減や公立・公的病院統廃合などの計画撤回、保健所人員増による公的検査体制拡充、75歳以上の患者さんの一部負担金2割化など負担増の中止、医科・歯科医療機関や介護施設の減収補填などの「社会保障の充実」である。

私たち歯科関係者は、歯科医師法1条にあるように、公衆衛生の向上と増進に寄与するため、社会保障としての歯科医療および健康指導を担当している。歯科関係者が公衆衛生の一環として行う専門的口腔ケアには誤嚥性肺炎を予防する効果があり、新型コロナ重症化予防にも有効であると分析する研究者もいる。世界で最も感染者数が多い「歯周病」と日々真剣に向き合う歯科関係者は、日常的に感染対策に尽力しており、現時点で治療を通じた新型コロナ感染拡大の報告はない。このことは私たちの誇りである。近年の研究で、歯周病の治療は、認知症の発症・進行を遅らせる、インフルエンザ、心筋梗塞、脳梗塞、糖尿病など全身の病気の予防・改善につながると指摘されている。政府には、歯科関係者が全力を発揮できる環境を、早急に整える責務がある。

私たちは、暮らしと平和、基本的人権、民主主義、立憲主義を尊重する歯科医師の団体として、新型コロナ特措法・感染症法の改正案に断固反対するとともに、日常の歯科診療が、患者・国民の皆さんの健康を支える「社会保障」や「公衆衛生」のひとつであるとの自覚のもと、感染症拡大防止に尽力する。